

栃木県道路交通法施行細則の一部改正について(例規通達)

(昭和53年5月26日)

(栃交規第824号・栃交企第522号栃木県警察本部長通達)

栃木県道路交通法施行細則(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号。以下「細則」という。)の一部を改正する規則が6月1日公布、同日施行することとなつたが、改正の趣旨、内容及び理由並びに運用上の留意事項は次のとおりであるから、部内はもとより広く県民一般に対し周知徹底を図るとともに交通警察運営上遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

身体障害者の自動車利用の実態に鑑み、身体障害者使用車両に対する駐車禁止規制の除外措置が全国統一適用され、共通の取扱いとなつたので、本県においても、この趣旨にのつとつて細則第7条駐車禁止の特例を改正するものである。

第2 改正の内容及び理由

改正の趣旨のとおり、今回の改正は、細則第7条駐車禁止の特例のみである。

1 身体障害者の対象4級(4項症)以上の限定基準の削除

身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、同法施行規則に定めるおおむね4級以上の者、又は戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者で恩給法に定められているおおむね第4項症以上の者を対象として特例扱いをしてきたが、従来各県においてこの等級等の限定基準がまちまちであつたので、全国統一適用のため、これを削除し共通の取扱いとすることとした。

(戦傷病者手帳の交付を受けている者については全国統一例文には含まれていないが、本県においては従来から規定されていたので、そのままこれを含めて規定化した。)

2 標章様式の改正と注意事項等の整備

細則第7条第1項の規定に基づく標章別記様式第3号(その1?その8)は、従来縦書であつたものを同様式(その2)身体障害者使用車標章について全国統一様式の横書きとしたことに伴い、その他の別記様式第3号すべての様式もこれにならひ改正して横書きとし、更に標章裏面の記載事項は従来細則には定めがなかつたものを、細則第7条第2項の守るべき事項に「現場において警察官等の指示があつた場合はこれに従うこと」及び標章の掲出箇所を前面ガラス左側と明示する等して整備するとともに、標章裏面に「注意事項」として様式化し、本文と一体化をはかつた。(統一例文では「別記様式の駐車禁止除外指定車標章」として、身体障害者使用車標章のみを対象とした表現を用いているが、本県においては規則(細則第7条)の統一性をはかるため「公安委員会が交付した標章(別記様式)」としている。)

3 改正に伴う経過規定

施行前に交付されている有効期限内の標章及び他の都道府県公安委員会交付の身体障害者使用車標章で有効期限内のものについては、本県内についても有効であるとした。

第3 運用上の留意事項

駐車禁止の特例については、対象車両は従前と同じであるが、身体障害者の使用車両について全国適用となり、標章様式等も全国統一化され、これとあわせて標章様式等を改正したもので運用に当つては次の点に留意すること。

1 身体障害者使用車両の取扱い

今回の改正により限定基準である身体障害の等級を削除したが、あくまでも「歩行困難な者」を対象としているもので、

(1) これが要件として

◎ 身体障害者手帳(戦傷病者手帳)の交付を受けているもの

◎ 歩行困難なもの

◎ 自己(同居の家族等)所有の特定の車両であることが必要となる。

(2) これらの判断方法としては

申請書に身体障害者手帳写、運転免許証写、自動車検査証写を添付させ、障害の等級、免許証の条件(車両の限定)自動車検査証による改造の有無等を参考とするとともに、申請人(身体障害者)が申請時における動作等を判断の資料とすること。

なお、受理に当っては、申請人に不快の念をいだかせることのないよう、その接遇については特に注意すること。

(3) 適用地域について

駐車禁止の特例は、県内についてのみ適用されていたが、今回の改正により全国適用となり、本県において交付した標章は他都道府県においても適用され、また他都道府県公安委員会交付の標章は県内においても有効である。

また、従来交付されている標章についても有効期限内は有効な標章とし、他都道府県公安委員会交付の標章についても有効期限内は有効である(但し、署長許可証については適用されない。)

2 標章の有効期限及び新様式の切替え

細則第7条第1項に基づく別記様式第3号のすべての標章の有効期限は従前の標章と同様交付の日から1年以内とし、新様式標章は6月1日細則施行以降交付するものについて用い旧標章の有効期限満了に伴う申請(更新)の際逐次切替える。

3 注意事項について

細則第7条第2項に規定するとともに、標章裏面に記載してある事項、標章の交付を受けたものに対し遵守の徹底をはかるものであり、同条第3項によりこれらに違反したときは返納させることができることとされているので交付に際しては、この注意事項について教示し、その徹底を期されたい。